



西川用水と桜並木（背景は白山の山並みと北陸新幹線）【能美市中ノ江町地内】

・ もくじ ・

理事長挨拶 .....	2
第77回通常総代会開催 .....	3
令和8年度予算内容 .....	4、5
令和8年度配水計画、総代及び役員の任期満了について .....	6
令和8年度工事計画 .....	7
組合員の皆様へのお知らせ .....	8、9
組合員資格得喪通知書様式 .....	10
農業用水路への転落事故を防ぎましょう、 水路や水路周辺敷地へゴミを捨てないで .....	11
令和8年度予定、令和8年度宮竹用水標語、職員人事 .....	12



【宮ちゃん】



手取川宮竹用水土地改良区

理事長 宮西 健吉

## 理事長挨拶 第77回通常総代会より

第77回通常総代会のご案内を申し上げましたところ、総代の皆様には何かとお忙しい中をご出席いただき、誠にありがとうございます。

日頃は当土地改良区の運営にご理解・ご協力を賜り厚く御礼申し上げます。

また、本日は年度末の大変お忙しい中を石川県南加賀農林総合事務所長の井南様、衆議院議員佐々木紀様秘書の海野様、参議院議員宮本周司様秘書の不破様にご臨席をいただいております。本当にありがとうございます。

いよいよ育苗ハウスに苗が入ってくる時期となり、今年の稲作が始まります。

今年も安定した用水を供給できるよう維持管理に努めて参りたいと

思いますので、皆様のご協力をお願い申し上げます。

さて、本日もご提案致します案件は13件でございます。

主な提案理由ですが、1点目は定款の一部改正です。現在、総代会に欠席する総代は、委任状により議決権を行使しています。これは国の指導により、令和元年に発生した新型コロナウイルスの感染拡大防止対策として、定款に規定されていなくとも、これまで適用していましたが、現在終息している中で、理事会で議論した結果、引き続きこの運用を適用したいということで、今回定款に規定するものです。

2点目は令和7年度の一般会計及び第一、第二発電事業会計の補正予算でございます。一般会計の主な理由は、令和7年度に施工の4地区の県営事業でございますが、事業費の一部が令和8年度に繰り越しとなりましたので、今年度の当土地改良区の負担金を減額補正するほか、職員給与のベースアップに伴う増額補正となります。それから、排水機場の維持管理費が不足するため増額補正するものです。第一発電事業会計では、主に令和6年度に納税済みの消費税が還付となるための増額補正で、これに伴い、この分を公庫へ償還するための補正です。また、第二発電事業会計では、運営事務費の減額に伴う積立金の補正でございます。当初は、消費税の還付金を見込んでいましたが、還付先を第一発電会計に変更したことに伴い補正致します。

次に令和8年度の新年度予算です。一般会計は、総額予算約3億2,000万円で、事業関係では、継続の県営事業4地区に約6億3,000万円の事業費により、能美市湯谷町地内の得橋用水、能美市佐野町地内の佐野排水機場、管内にある水門設備の遠隔操作整備、小松市大島町地内の三反田水門をそれぞれ整備するものです。また、令和8年度は総代と役員の任期満了を迎える年となりますので、選挙費用を計上しております。

次に第一発電事業会計です。第一発電所につきましては、昨年度は更新工事の完成により、5月から運転開始となったため、新年度では収入が1ヶ月分増となり、年間売電収入、約1億600万円と見込んでおります。

次に第二発電事業会計です。年間売電収入、約1億3,000万円を見込んでおります。

二つの発電事業により、第一発電では、水門やポンプ場に掛かる電気料金約1,200万円と農業水利施設にかかる維持管理費に約1,500万円を、また、第二発電事業からは、農業水利施設に掛かる維持管理費に約2,000万円。二つの発電所を合わせて約4,700万円余が組合員の負担軽減となります。いずれも詳細については、事務局よりご説明申し上げます。

また、今回で22回目となりますが、宮竹用水が果たしている役割を子供から大人まで幅広く知っていただくため、管内にある11校の小学4年生から標語を募集したところ525点の作品が集まりました。本日もご出席いただいた皆様の選考結果により最優秀作品を決定したいと思っております。選ばれた作品につきましては、新年度の啓発活動の一環として活用させていただきたいと考えております。

最後に報告ですが、寺井町にある旧土地改良区事務所の今後の活用についてです。平成30年に宮竹町へ事務所を移転して以降、寺井事務所は使用されていませんが、能美市では、令和6年度に策定した能美市こども計画に基づき、こどもの居場所として寺井事務所を活用したいという趣旨で借用したい旨の依頼がありました。

理事会でも議論した結果、今後、事業費等での支援をお願いすることもありますので、無償でお貸しすることで承認を致しました。

令和8年度からの運用開始に向けて、能美市との調整を進めておりますので、ご理解をいただきたいと思います。

それでは、本日の議案につきまして、慎重審議をお願い申し上げ、開会のご挨拶と致します。

## 第77回通常総代会開催

第77回通常総代会を令和8年3月27日（金）に能美市辰口福祉会館交流ホールにおいて開催しました。宮西理事長の開会挨拶後、来賓でご臨席をいただいた、井南哲司石川県南加賀農林総合事務所長からは、「国の令和8年度の農業農村整備事業関係予算については、令和7年度補正予算と合わせて、6,942億円が計上されており、当事務所におきましては、県営事業として、現在実施中の排水ポンプの更新整備や水路補修工事等について、確実に現場を進められるよう、しっかりと予算確保に努めるとともに、豪雨時にさらなる迅速な対応をとるため、今年度、実施設計中であります各施設の遠方監視・操作システムの整備工事を発注する予定としており、今後も地域の安全・安心の向上に努めてまいります所存でございます」と挨拶され、佐々木紀衆議院議員秘書の梅野将志氏が「生活用水や農業用水など、私たちの暮らしに密着した手取川の恩恵に感謝し、後世にこの用水の大切さを伝え続けなければなりません」と、また宮本周司参議院議員秘書の不破行大氏が「手取川流域の農業や住民の皆様の安心・安全な暮らしは、貴改良区の皆様のためまぬご努力により支えられており、その役割は誠に重要であると認識しています」とメッセージを代読しました。議長には、坂谷佐敏氏（第1選挙区：岩内町）を選出し、議案審議に入り令和7年度補正予算や令和8年度各予算等、提出議案13件を審議し、全議案とも原案どおり可決されました。

（現員総代99人、出席総代71名、委任状22名、計93名）

### ◆可決された議案は次のとおり

- 議案第1号 定款の一部改正について
- 議案第2号 令和7年度一般会計収支補正予算について
- 議案第3号 令和7年度特別会計宮竹用水第一発電事業収支補正予算について
- 議案第4号 令和7年度特別会計宮竹用水第二発電事業収支補正予算について
- 議案第5号 令和8年度経常賦課金の額及び徴収について
- 議案第6号 令和8年度農地転用決済金について
- 議案第7号 令和8年度役員報酬について
- 議案第8号 令和8年度借入金について
- 議案第9号 令和8年度一時借入金について
- 議案第10号 令和8年度歳計現金等の預入先について
- 議案第11号 令和8年度年度一般会計収支予算について
- 議案第12号 令和8年度特別会計宮竹用水第一発電事業予算について
- 議案第13号 令和8年度特別会計宮竹用水第二発電事業予算について



開会の挨拶をする宮西理事長



祝辞を述べる井南哲司南加賀農林総合事務所長



祝辞を述べる佐々木紀衆議院議員秘書海野将志氏



祝辞を述べる宮本周司参議院議員秘書不破行大氏



議長を務め議事進行する坂谷佐敏氏



採決状況

## 令和8年度予算内容

## ■一般会計

## 【収入の部】

(単位：千円)

款	予算額	前年度比	主な収入内容
1 土地改良事業収入	87,690	△3,160	組合員からの賦課金、農地転用した時の決済金等
2 附帯事業収入	7,340	△130	農地転用時の雨水排水放流負担金、水路敷使用負担金等
3 特定資産運用収入	250	210	預金利息
4 補助金等収入	72,710	△4,300	県からの整備補修資金、小松市・能美市からの助成金等
5 交付金収入	65,350	△16,400	県土連から適正化事業交付金
6 寄付金収入	0	0	
7 業務受託収入	0	0	
8 雑収入	1,669	△21	R7消費税還付金
9 借入金収入	39,500	△14,160	日本政策金融公庫からの借入金
10 特定資産取崩収入	2,810	1,610	日本政策金融公庫へ繰上償還するため及び維持管理費に充当するための預金取崩し
11 他会計貸付金回収収入	0	0	
12 他会計借入金借入収入	0	0	
13 他会計繰入金	35,631	61	第一・第二発電所から維持管理費として
14 繰越金	8,000	0	令和7年度からの繰越金
収入合計	320,950	△36,290	

## 【支出の部】

(単位：千円)

款	予算額	前年度比	主な支出内容
1 土地改良事業費支出	164,890	△23,410	施設維持管理費、適正化事業費
2 一般管理費支出	66,290	△2,550	役員報酬、職員人件費、会議費、事務所維持運営費等
3 土地改良事業負担金支出	44,240	△14,070	国営・県営事業地元負担金
4 借入金返済支出	27,280	3,980	日本政策金融公庫への返済金
5 支払利息	2,170	570	日本政策金融公庫への借入金利息
6 固定資産取得支出	500	0	
7 特定資産積立支出	12,640	△860	財政調整基金・職員退職金・農地転用決済金の積立金
8 雑支出	150	50	
9 他会計貸付金貸付支出	0	0	
10 他会計借入金返済支出	0	0	
11 他会計繰出額	1,788	0	第二発電所用地借入償還金
12 予備費	1,000	0	
13 繰越金	2	0	
支出合計	320,950	△36,290	

## ■特別会計

### 【収入の部】

(単位：千円)

款	第一発電事業		第二発電事業		主な収入内容	
	予算額	前年度比	予算額	前年度比		
1	売電事業収入	106,250	13,810	133,590	△100	北陸電力送配電（第一）・北陸電力（第二）からの売電金額
2	特定資産運用収入	40	40	180	180	
3	補助金等収入	0	0	0	0	
4	雑収入	23,060	23,030	100	△8,782	【第一発電事業】R7消費税還付金
5	借入金収入	0	△488,000	0	0	
6	特定資産取崩収入	23,000	23,000	0	0	公庫資金へ繰り上げ償還するための取崩し
7	他会計貸付金 回収収入	0	0	0	0	
8	他会計借入金 借入収入	0	0	0	0	
9	他会計繰入金	0	0	1,788	0	一般会計より
収入合計		152,350	△428,120	135,658	△8,702	

### 【支出の部】

(単位：千円)

款	第一発電事業		第二発電事業		主な支出内容	
	予算額	前年度比	予算額	前年度比		
1	発電事業費	20,990	△4,900	15,650	340	【第一発電事業】 発電所の修繕、各施設（水門・揚排水機場・事務所・発電所）の電気料金、発電所の維持管理費、専門企業への保安管理委託費 【第二発電事業】 専門企業への保安管理委託費、職員人件費等
2	一般管理費	2,160	0	13,052	1,500	売電収入消費税等
3	借入金返済支出	49,000	20,000	70,440	0	日本政策金融公庫への返済金
4	支払利息	6,900	△420	2,185	△273	日本政策金融公庫への借入金利息
5	固定資産取得支出	0	0	0	0	
6	建設仮勘定 取得支出	0	△488,000	0	0	
7	特定資産積立支出	58,000	44,570	14,000	△9,700	将来に備えての積立金（発電所の修理費等）
8	国庫納付金	0	0	0	0	
9	他会計貸付金 貸付支出	0	0	0	0	
10	他会計借入金 返済支出	0	0	0	0	
11	他会計繰出金	15,300	630	20,311	△569	一般会計へ維持管理費として
支出合計		152,350	△428,120	135,658	△8,702	

## 令和8年度配水計画

期別	期間	水量
かんがい期	4月6日～4月25日	10.2m <sup>3</sup> /S
しろかき期	4月26日～5月2日	13.3m <sup>3</sup> /S
かんがい期	5月3日～9月10日	10.2m <sup>3</sup> /S
非かんがい期	9月11日～翌年4月5日	4.87m <sup>3</sup> /S

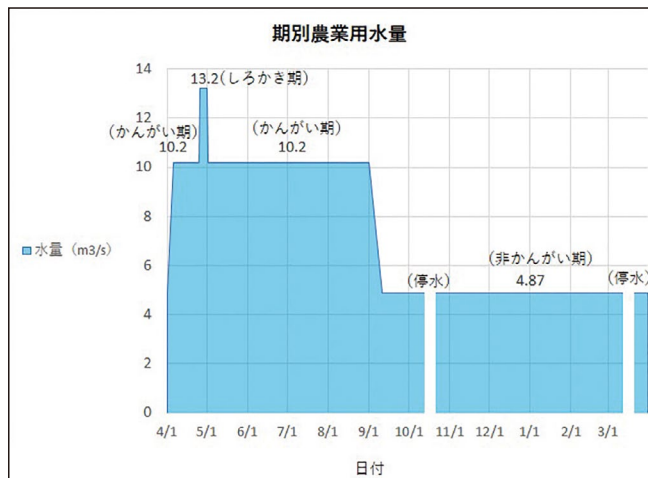
### ■停水予定

- ①秋の定期停水・・・10月中旬～7日間
- ②春の停水・・・3月中旬～7日間
- ③工事関係の停水・・・10月中旬～3月中旬  
下郷用水・得橋用水

■次の場合停水することがあります。

- ①気象情報により能美市・小松市から取水停止の依頼があったとき
- ②手取川の流量が300m<sup>3</sup>/Sに達したとき
- ③大雨洪水警報が発令したとき
- ④大雨洪水注意報が発令し、長時間雨が続く恐れがあるとき
- ⑤転落事故が発生した時
- ⑥緊急な施設の補修がある時
- ⑦草刈及び水路掃除実施期間
- ⑧その他停水が必要な時

※但し、宮竹用水第一発電所より上流域（岩本町・灯台笹町・宮竹町・三ツ口町・長滝町・岩内町）は、発電運転の関係上、上記③・④の場合、状況を判断し停水となります。



## 総代及び役員の任期満了について

■当土地改良区の総代及び役員の任期満了による選挙が執行されます。

- (1) 総代任期：令和9年1月9日（令和8年12月執行予定）
- (2) 役員任期：令和9年1月31日（令和9年1月執行予定）

選挙区	区域	総代定数	理事定数	監事定数
1区	能美市岩本町、灯台笹町、宮竹町、三ツ口町、長滝町、岩内町、火釜町、山田町、三ツ屋町、倉重町、出口町、上開発町、下開発町	17人	1人	4人
2区	能美市北市町、徳久町、荒屋町、高座町、下清水町、上清水町、三道山町、東任田町、吉光町、新保町、秋常町、末寺町	14人	1人	
3区	能美市湯谷町、石子町、佐野町、牛島町、末信町、寺井町、小長野町、大長野町、小杉町	15人	1人	
4区	能美市五間堂町、中庄町、福岡町、西二口町、浜開発町、下ノ江町、大成町、中ノ江町	10人	1人	
5区	小松市高堂町、蛭川町、松梨町、犬丸町、荒屋町、御館町、梯町、島田町、大島町	13人	1人	
6区	小松市千代町、能美町、一針町、平面町、長田町、野田町	10人	1人	
7区	小松市小島町、長崎町、上牧町、下牧町、鶴ヶ島町、坊丸町	8人	1人	
8区	小松市上八里町、下八里町、河田町、小野町、古府町、能美市和気町、来丸町、辰口町、徳山町	12人	1人	
員外 (女性)			1人	
合計		99人	9人	4人

# 令和8年度工事計画

## ① 県営事業

事業名	総事業費 (千円) 事業期間	令和8年度 事業費 (千円)	負担割 (%)	工事場所	工事内容
基幹水利施設 予防保全対策 事業 (得橋地区)	716,600 R4 ~ R13	126,000 (R 8当初)	国 50、県 29、 市 14、改良区 7	能美市 湯谷町地内	水路工 L= 300 m
		22,718 (R 7繰越)			水路工 L= 100 m
農業水路等 長寿命化・ 防災減災事業 (佐野地区)	535,700 R 6 ~ R 8	130,000 (R 8当初)	国 50、県 31、 市 13、改良区 6	能美市 佐野町地内	除塵機補修
		102,664 (R 7繰越)			1号ポンプ補修 高圧受電盤、変圧器取替 1,2号逆流防止弁取替
農業水路等長寿命化 ・防災減災事業 (宮竹用水地区)	313,400 R 7 ~ R 9	100,000 (R 8当初)	国 50、県 27.5、 市 16.5、改良区 6	能美市・ 小松市内	遠隔監視・ 操作システム構築
		97,000 (R 7繰越)			
農業水路等長寿命化 ・防災減災事業 (西川地区)	166,000 R 7 ~ R 8	10,000 (R 8当初)	国 50、県 31、 市 13、改良区 6	小松市 大島町地内	油圧室、油圧装置更新 転倒堰護岸改修 水門塗装
		128,128 (R 7繰越)			



【得橋地区】  
(得橋用水路)



【佐野地区】  
(佐野排水機場)



【宮竹用水地区】  
(逆サイフォン呑口水門他)



【西川地区】  
(三反田水門)

## ② 土地改良施設維持管理適正化事業

施設名	場所	事業費(千円)	事業内容
松下水門・上郷用水転落防止柵	能美市三ツ口町、 火釜町、 三ツ屋町地内	8,500	水門戸当たり取替 一式 転落防止柵取替 L=1,200m 門扉取替 N=3ヶ所
荒川用水上清水調節水門	能美市北市町地内	4,000	扉体塗装、水密ゴム取替、開閉器取替 一式
釜谷用水路	能美市末信町、 寺井町地内	20,500	水路補修 L = 160 m
牛島排水路	能美市牛島町、 小松市千代町地内	10,000	排水路改修 (法面コンクリート補強) L = 200 m
御館用水路 (松梨町)	小松市松梨町地内	10,500	水門補修 L = 170 m
御館用水路 (犬丸町)	小松市犬丸町地内	12,000	水路補修 L = 150 m
鶴ヶ島揚水機場	小松市鶴ヶ島町 地内	6,000	揚水機補修 (揚水機オーバーホール、 電動機巻線巻き直し) 一式
計		71,500	



# 組合員の皆様へのお知らせ



## 令和8年度 経常賦課金について

**賦課額:10a当たり3,900円 (㎡当たり3.9円)**

賦課基準日：  
4月1日

令和8年4月1日時点で当土地改良区の組合員となっている方は、用水使用の有無に関わらず、賦課金の支払い義務があります。(土地改良法第36条)

**賦課金の  
期限内納付に  
ご協力下さい**

区 分	納入回数		納入期限
年額 20,000 円以上	分割納入	第 1 期	6 月 1 日納期
		第 2 期	11 月 30 日納期
年額 20,000 円未満	一括納入		11 月 30 日納期

### Q. 賦課金とは?

土地改良区が施設を将来にわたって維持管理するための費用と事業（用水路や排水路、排水機場等の整備費用など）の償還金に充てられる費用です。水を農地へ安定して供給するためには、常に施設の操作や整備、補修が必要となりますので、その費用を組合員の皆様に負担していただいているのが、賦課金です。



## 農地転用決済金について

区 分	負担金額	金 額	備 考
農地転用決済金	㎡当たり	400円	(10a当たり400,000円・坪当たり1,322円)
雨水排水放流負担金	㎡当たり	120円	一般住宅で1,000㎡未満のもの
		124円	会社、共同住宅、工場等営利目的のもの 一般住宅で1,000㎡以上のもの
申請手数料	1筆につき	3,000円	—

※年度内に上記金額を納めても、4月1日現在を賦課基準としておりますので、当該年度は一定地区内として賦課金がかかります。(翌年度から除外となります。)

### Q. 転用決済金とは?

施設を維持管理する費用や運営費、また、過去の借入金の返済等は、組合員の賦課金によって賄われています。このような土地改良区の運営において、土地改良区域内の田を宅地・商業施設・道路・公共事業用地等、田以外に農地転用する場合、残存農地が将来過重負担とならないように、事業負担金、長期負債借入金及び施設の維持管理費等の負担金を一時払いをもって決済していただくのが農地転用決済金です。

### Q. 雨水排水放流負担金とは?

雨水排水放流負担金は、転用の目的で異なりますが、転用後の敷地より雨水等が宮竹用水の管理水路に排水として流れ込むことから、排水量増加による下流域の溢水被害を防止するため、水路の保全又は改良工事費の一部に充てるものです。



## ●土地改良施設の他目的使用について

### ①生活排水放流負担金

土地改良区が管理している水路は、農業用に使われることを目的としていますが、現実には、「農地・住宅・店舗・工場」等の混在により、農地以外からの排水をやむを得ず受け入れている状況にあります。生活排水等の流入は、農業用水路を維持管理している組合員からすれば、本来の目的外の水を流すこととなりますので、水路等の施設に放流される方に応分のご負担をお願いしています。

区 分	規 模	金 額	申請更新手続き
一般住宅	—	免 除	新規申請後、翌年の 継続申請にて永久扱い
会社、工場、事務所等	1人槽当り	10,000円（一時金）	新規申請後、 翌年に継続申請後、 3年ごとに継続申請
飲食店、旅館、病院、 スーパーマーケット	1人槽当り	12,000円（一時金）	
工場、ガソリンスタンド等の 油水分離槽からの放流	1槽当り	10,000円（年間）	
団地造成及び開発等	1区画当り	70,000円（一時金）	なし
申請手数料	1申請につき	3,000円	—

### ②用排水路敷使用負担金

当土地改良区が管理する水路敷を使用（通路用の橋を設置等）する場合、又は水路敷使用を中止する場合は、必ず届出をお願いします。なお、届出用紙は土地改良区事務所にあります。

区 分	負担金額	申請更新手続き
一 般	免 除	新規申請後3年ごとに継続申請
営業目的1（使用面積1㎡未満の場合）	年間 一律 1,000円	
営業目的2（使用面積1㎡以上の場合）	年間 1,000円/㎡	
申請手数料	1申請につき 3,000円	—

## ●こんな時は必ず届出をして下さい。



法務局や農業委員会の手続きでは当土地改良区の名義は変更されません。

※届出については、当土地改良区にお問い合わせ下さい。  
なお、届出用紙は、ホームページからダウンロードもできますので、ご活用下さい。  
(<http://www.miya-you.or.jp>)

**ご注意  
下さい**

**賦課金の未納がある受益地を売買等すると  
新しい組合員に未納金の支払い義務が生じます。**

土地改良法第43条第1項（権利義務の承継）

年 月 日

手取川宮竹用水土地改良区理事長 宮西 健吉 殿

現組合員 住所

氏名 (印)

新組合員 住所 〒 -

カガナ

氏名 (印)

生年月日 昭和・平成 年 月 日生

電話 ( ) -

## 組合員資格得喪通知書

下記事項により組合員資格が得喪したので、土地改良法第44条第1項の規定により通知します。

### 1. 資格得喪の対象たる土地

市名	町名	字	地番	地目	地積 $m^2$	備考

### 2. 資格得喪の原因及びその時期 (該当箇所には○印をしてください。)

(1)原因 相続・経営移譲・売買・賃貸契約・その他 ( )

(2)時期 年 月

## 証 明 書

上記のとおり移動したことを証する。

年 月 日

町

生産組合長  
又は 町会長

印

# 農業用水路への転落事故を防ぎましょう!

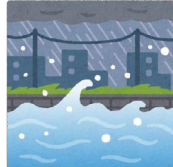
農業用水路は流れが速く、落ちると大変**危険**です。事故を未然に防ぐため用水路の近くは注意しましょう。



フェンスに登らない



水路の近くで遊ばない



暗い夜・雨の日は水路に近づかない



# 水路や水路周辺の敷地へゴミを捨てないで!

用水は、「農業」・「防火」・「消流雪」のほか、「雨水排水」として使われているみんなの用水です。水路や水路周辺の敷地へ「**ゴミ・空き缶・ペットボトル・野菜くず・草など**」を**ポイ捨て**しないようお願い致します。

特に下流域の農家の方が大変困っています。

また、排水ポンプにゴミが入るとポンプが壊れる原因となります。

**これらのゴミを処理するためにも費用が掛かりますので、皆様のご協力をお願い致します。**



能美市東任田町地内 根上用水門  
(不法投棄により水門前に詰まったゴミ)



小松市安宅町地内 梯川右岸第1排水機場  
(不法投棄により排水機場に流れてきたゴミ)



能美市五間堂町地内 西川・根上用水分岐点  
(上流から流れてきた草)



能美市湯谷町地内 釜谷用水路  
(上流から流れてきた野菜くず)

## 令和8年度予定

- 6月 経常賦課金第1期分納入期限（1日）  
 7月 幹線用排水路草刈作業実施（各日曜日）  
 11月 臨時総代会  
 経常賦課金第2期分納入期限(30日)  
 12月 任期満了に伴う総代選挙  
 1月 任期満了に伴う役員選挙  
 3月 第78回通常総代会、支線水路清掃【水路愛護】（各日曜日）

管内11小学校4年生より

**525点**の作品が  
寄せられました。



## 令和8年度の宮竹用水標語です。

### ●最優秀賞

「きれいな水を みんなで守ろう 宮竹用水」

能美市立栗生小学校 油 美晴さん

### ●優秀賞（5点）

能美市立宮竹小学校 ド・クアン・ミンさん  
 能美市立寺井小学校 渡邊由紀乃さん  
 小松市立荒屋小学校 吉田 智南さん  
 小松市立犬丸小学校 瀬藤 月さん  
 小松市立国府小学校 長谷 海空さん

### ●佳作（15点）

能美市立辰口中央小学	上野 權さん
〃	西 賢さん
〃	高尾 春佳さん
能美市立湯野小学校	新田 優晴さん
〃	宮越 心美さん
能美市立栗生小学校	山田 柚希さん
能美市立寺井小学校	安田 楓さん
〃	越前谷 花さん
能美市立福岡小学校	安田 大翔さん
能美市立浜小学校	木村 悠人さん
〃	徳山 さやさん
〃	山岸 茅夏さん
小松市立能美小学校	前田 結菜さん
〃	西 晴史さん
小松市立国府小学校	土下夏芽さん

### 職員人事

参事兼事務局長 三浦 学	
事務局次長 大寺 晃	
事務局次長 川端 真	
総務企画課	工務管理課
課長 大寺 晃(兼)	課長 川端 真(兼)
課長補佐 前川真季子	主任主事 坂下 恭平(兼)
係長 東 永史	主事補 松田 隆志
主任主事 坂下 恭平	

### ■退職 令和8年3月31日付

参事兼事務局長 北出 一郎

### ■採用 令和8年4月1日付

参事兼事務局長 三浦 学

### ■昇進 令和8年4月1日付

事務局次長兼工務管理課長 川端 真

(工務管理課長兼発電担当課長)

総務課・工務管理課主任主事 坂下 恭平

(総務企画課・工務管理課主事)

### 事務所案内図



広報・水と里ネットみやたけ  
第29号

#### ■発行

令和8年5月

#### ■発行所

手取川宮竹用水土地改良区  
〒923-1205  
石川県能美市宮竹町65番地1  
TEL(0761)51-0388  
FAX(0761)51-4191  
http://www.miya-you.or.jp  
E-mail:info@miya-you.or.jp

#### ■編集

手取川宮竹用水土地改良区事務局

#### ■制作

北國新聞社出版部